空き家等対策の取組状況について

1 これまでの空き家等対策の取組

空家等

【定義】

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の 使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地 (立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。

ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

【対象となる施策】

- ① 市町による空家等対策計画の策定
- ② 空家等の所在や所有者の調査
- ③ 固定資産税情報の内部利用等
- ④ データベースの整備等
- ⑤ 適正な管理の促進,有効活用

国・県・市町の役割

[国]

空家等に関する施策の基本指針を策定

【市町】

国の基本指針に即した, 空家等対策計画を策定, 協議会を設置

【県】

市町に対して技術的な助言, 市町相互間の連絡調整等 必要な援助

特定空家等

【定義】

- ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている 状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

【措置等】

- ・必要な限度において、立入調査の実施が可能
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置が可能
- ・勧告を受けた場合は、特定空家等に係る敷地について 固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外

(県より提供)

(1) 国の主な取組

- ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」策定(平成27年5月完全施行)
- ・上記法律に基づく基本指針を策定
- ・「空き家対策総合支援事業補助金」の策定(平成28年度策定)
- (2) 県の主な取組
 - ・上記法律に基づく、市町村に対する情報提供及び技術的助言
 - ・広島県空き家対策推進協議会及び広島県空き家対策対応指針の策定
- (3) 他の市町の動向
 - ・空家等対策計画の策定(県内19市町(平成30年10月末))
 - ・法定協議会の設置(県内14市町(平成30年10月末))
 - · 各種補助事業策定(危険家屋除却事業等)
 - ・特定空家等の認定・措置(略式代執行4件(予定1件含む))
- (4) 本市の主な取組
 - ア 啓発・適正管理の主な取組

空き家のチラシ作成(空き家かわら版),空き家相続登記等補助 etc.

イ 活用の主な取組

空き家バンク,空き家活用モデル事業 etc.

ウ 除却の主な取組

危険家屋除却補助, 空き家除却支援補助 etc.